

第4章

目標実現のための施策

第4章 目標実現のための施策

1. 施策の体系

目標の達成に向けて、以下の施策体系により環境保全のための施策を展開します。

ほんとの空のもと

豊かな自然を

永遠とわに育む

二本松

I. 脱炭素社会を実現する

- I-1 再生可能エネルギーの推進
- I-2 地球温暖化対策の推進

II. 資源の消費を抑制し、環境負荷を削減して、循環型社会を形成する

- II-1 水・大気・土壌等生活環境の保全
- II-2 ごみの減量化・再資源化と適正処理の推進

III. 豊かな自然との共生を図る

- III-1 生物多様性の保全
- III-2 農村環境の保全と活用
- III-3 豊かな自然とのふれあいの推進

IV. 歴史景観を保存し、活用を進める

- IV-1 文化遺産の保全
- IV-2 良好な景観の保全と創出

V. 日常生活において環境問題を意識し、行動する

- V-1 ポイ捨て・不法投棄防止の推進
- V-2 環境教育・環境学習の推進

2. 施策展開

I. 脱炭素社会を実現する

令和 32 年（2050 年）までにカーボンニュートラル、脱炭素社会を実現するために、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー消費量、温室効果ガス排出量の削減等を図っていきます。

I-1 再生可能エネルギーの推進

国、県におけるエネルギー政策の動向を踏まえ、地域と調和のとれた安全・安心な再生可能エネルギーの積極的な導入を図るとともに、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の各主体による再生可能エネルギーの利用に向けたさまざまな取り組みについて促進と支援に努めます。

ゴチカンの取り組み

二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社（通称ゴチカン）は、新エネルギー推進市民会議を経て平成 30 年に設立されました。

以来、市とパートナーシップ協定を締結して、太陽光発電の建設や再生可能エネルギーの普及啓蒙活動を行っております。

ゴチカンでは、令和 5 年度までに市内に 13 基の太陽光発電を建設しておりますが、そのうち 4 基は営農型発電です。

営農型発電は、農地の上部（2.5m～4m）で太陽光発電を行い、下部の農地では引き続き農業を行う発電方法です。

上部の太陽光パネルにより日光の 3 分の 1 程度は遮られますが、植物の生育には十分な日光を確保することができ、安全、安心な再生可能エネルギーの推進と農業振興を同時に達成できます。



市の役割

- 地域との調和を図り、安全・安心な再生可能エネルギーを推進します。
- 再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域との調和、安全・安心な再生可能エネルギー推進のために必要な指導を行います。
- 公共施設へ太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- エネルギーの地産地消や有効利用などについて、情報の発信や意識啓発を進めます。
- 森林資源（バイオマスエネルギー）を活用した施設園芸を検討します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「再生可能エネルギーの推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 地域との調和を図り、安全・安心な再生可能エネルギーの導入に努めます。● 市や関係機関などからエネルギーの有効利用に関する情報の入手・活用に努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 再生可能エネルギーの普及に努めます。● エネルギーの有効利用についての情報提供に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 地域との調和を図り、安全・安心な再生可能エネルギーの導入に努めます。● 市や関係機関などからエネルギーの有効利用に関する情報を入手し、事業活動に活用するなどの業務の効率化に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 市や関係機関などからエネルギーの有効利用に関する情報の入手・活用を心がけます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
住宅への太陽光発電システム設置件数	47 件/年	46 件/年	50 件/年

※太陽光発電 1kwh あたり、約 477g-CO₂が削減されます。

住宅用太陽光発電 4kw を設置した場合は、年間約 1,908kg-CO₂が削減されます。

I - 2 地球温暖化対策の推進

本市の温室効果ガス排出削減を進めるうえで重要な産業、家庭、運輸の各部門において、エネルギーの使用削減を推進するなど、エネルギー起源の温室効果ガスの排出の抑制に努める緩和策とともに、地球温暖化の影響について情報の収集・発信を行うなど、被害の防止・軽減のための適応策もあわせた取り組みを進めていく必要があります。

また、森林を適切に管理することにより、森林の温暖化防止機能の維持・向上に努めます。

市の役割

- 公共施設における温室効果ガスの排出削減に努めます。
- 買い替え時には次世代自動車やエネルギー効率の良い製品の購入に努めます。
- 市民や事業者が実施する省エネルギー・創エネルギーの取り組みやごみの減量化の取り組み等、地球温暖化対策に資する取り組みについて必要な情報発信や支援を行います。
- 建物の新築、増改築時などに際し、省エネルギーに配慮した建物とするよう情報を発信します。
- 県や関係機関と連携し、気候変動適応策について調査・研究を行います。
- 温室効果ガスの吸収源である森林の増加と適切な維持・管理を図ります。
- デコ活（※）を推進します。
- 熱中症警戒情報が発令された際には、庁舎や公民館等をクーリングシェルターとして指定し、熱中症対策を図ります。

※ デコ活とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を組み合わせた造語であり、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを作る国民運動を指します。

生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして令和12年（2030年）温室効果ガス削減目標を達成するため、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に押し進めるための新しい国民運動です。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「地球温暖化対策の推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネに努め、脱炭素型のライフスタイルへの転換を目指します。 ● 買い替え時には次世代自動車や省エネルギー型機器の購入・使用に努めます。 ● 建物の新築、増改築時などに際し、省エネルギーに配慮した建物とするよう心がけます。 ● 自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用や自転車、徒歩での移動に心がけます。 ● 植樹や森林ボランティア活動などへの参加に努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策について情報提供し意識啓発に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう心がけます。 ● 地球温暖化について情報の収集や事業の効率化など、業務改善による環境負荷の低減に努めます。 ● 輸送効率の向上や、適切な輸送機関の選択・利用、次世代自動車の導入などに努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ● 節電やエコドライブなど、省エネに心がけます。

【環境指標】

環境指標	実績	実績 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
市域の温室効果ガス排出量	463 千 t-CO ₂ (平成27年度)	397 千 t-CO ₂ (令和2年度)	281 千 t-CO ₂ ※1 248 千 t-CO ₂ (令和12年度※2)
市の公共施設・公用車などのエネルギー使用量 (原油換算kl/施設延床面積㎡)	0.03120 (平成29年度)	0.03093	0.02403※

※1 2013年度比 39%削減

※2 2013年度比 46%削減

ふくしまゼロカーボン宣言事業（旧福島議定書事業）

福島県では令和 32 年（2050 年）までの脱炭素社会の実現に向けて省エネ対策の徹底や再エネの普及拡大など地球温暖化対策の取り組みを進めるために、県内の学校や事業所の「ふくしまゼロカーボン宣言」を進めています。令和 4 年度から福島議定書事業をリニューアルして、ふくしまゼロカーボン事業を展開しています。

○ふくしまゼロカーボン宣言とは

県内すべての学校・事業所で、地球温暖化対策のために、取り組んでいただきたい内容を電子申請により宣言（セルフチェック）することで取り組みの見える化を行い、県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進と環境配慮意識の醸成を図る事業です。

本市では地球温暖化対策の推進のため、ふくしまゼロカーボン宣言事業について以下の目標を掲げることとします。

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
ふくしまゼロカーボン宣言事業（学校版）参加校数	13 校	15 校	24 校
ふくしまゼロカーボン宣言事業（事業所版）参加事業所数	35 事業所	40 事業所	54 事業所

温室効果ガスの削減目標

国は令和 12 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で温室効果ガス排出量を 46.0%削減する目標を掲げています。

本実行計画では、国の目標を踏まえ、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者が温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めることを勧奨し、本市の温室効果ガス削減目標を以下のとおりとします。

令和 10 年度目標（平成 25 年度比）39%削減
（令和 12 年度目標（平成 25 年度比）46%削減）

【温室効果ガス排出量の目標値】

単位：千 t-CO₂

部門		実績排出量		将来排出量		
		平成 25 年度 【基準年度】	令和 2 年度 【現況】	令和 10 年度 【目標年度】	令和 12 年度	
産業部門	製造業	123	135	86	79	
	建設業・鉱業	5	6	3	3	
	農林水産業	7	11	5	4	
	小計	136	152	94	86	
家庭部門		95	72	47	36	
業務部門		81	52	40	31	
運輸部門	自動車	(旅客)	69	53	47	44
		(貨物)	68	61	46	44
	鉄道	5	3	3	3	
	小計	141	118	96	91	
廃棄物部門		7	4	4	4	
合計		460	397	281	248	
現況からの増減量		—	—	▲116	▲149	
基準年度からの削減率		—	14%	39%	46%	

(資料：環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト)

【各部門の温室効果ガス排出量削減のための施策】

部門	主な推進する施策	令和 10 年度 削減目標 (平成 25 年度比)	令和 12 年度 削減目標 (平成 25 年度比)
産業部門（製造業、 建設業、農林水産 業等）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根置き太陽光発電設備の導入 ・照明のLED化 ・省エネ機器の導入 	▲31%	▲37%
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根置き太陽光発電設備の導入 ・照明のLED化 ・省エネ家電の導入 ・ゼロエネルギー住宅の導入 	▲51%	▲62%
業務部門（事務所、 ホテル、店舗等）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根置き太陽光発電設備の導入 ・照明のLED化 ・省エネ機器の導入 	▲51%	▲62%
運輸部門（自家用 車、物流、公共交 通等）	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車の導入 	▲32%	▲36%
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量削減 	▲43%	▲43%

※令和 12 年度削減目標は、福島県カーボンニュートラルロードマップにおける各部門の温室効果ガス排出量削減目標値に準拠。

Ⅱ. 資源の消費を抑制し、環境負荷を削減して、循環型社会を形成する

Ⅱ-1 水、大気、土壌など生活環境の保全

市内の水、大気、土壌などの汚染状況を定期的に測定し、その結果を公表していきます。放射線については、定期的な放射線量の測定のほか、自家消費用農産物・飲料水の測定などに取り組みます。

公害については、環境汚染を引き起こしている可能性がある工場、事業所に適宜立入り調査を行い、法・条例に基づく規制基準の遵守状況を確認し、必要に応じ改善措置を講じるよう指導を行います。

また、安易なごみの焼却などにより周辺環境に悪影響を及ぼすことがないように、野外焼却などの違法行為を監視していきます。

なお、市全域の空間線量が低下し、令和5年3月31日に汚染状況重点調査地域の指定が解除されたことや市民の意識の変化等により測定希望者が減少したことから、外部被ばく及び内部被ばく量の測定については、令和5年度末をもって終了しました。

市の役割

- 下水道の整備と接続、合併処理浄化槽への転換を推進します。
- 放射線量のモニタリングを継続的に行い、公表します。
- 放射線に対する正しい知識の普及に努めます。
- 自家消費用農産物や飲料水の放射線量の測定を行います。
- 河川や大気などの継続的な監視や調査を行い、公表及び改善を進めます。
- 関係機関と連携し立入り調査や改善指導を行います。
- 市道を適切に整備し、騒音・振動を抑制します。
- 不適切な野外焼却の監視、指導を強化します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「水、大気、土壌等生活環境の保全」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 市や市民団体が主催する環境保全活動への参加に努めます。● 下水道整備地区においては、下水道への接続に努めます。● 下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽への転換に努めます。● 放射線に対する正しい知識を身に付けます。● 自家用車の適正な点検・整備に努めます。● 側溝など身近なところの清掃に心がけるなど、悪臭の発生を防止するよう努めます。● 化学物質による環境リスクに関する理解を深めるよう努めます。
-----------	--

市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射線に対する正しい知識の普及に努めます。 ● 大気汚染などの公害問題にかかる環境教育に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道整備地区においては、下水道への接続に努めます。 ● 下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽への転換に努めます。 ● 家畜のし尿は堆肥化し、周辺への流出防止対策を行うよう努めます。 ● 化学肥料や農薬は適正に使用するとともに、使用量の削減に努めます。 ● 化学物質を敷地内土壌に浸透させないよう適正管理に努めます。 ● 排気ガスや臭いの発生する設備の適切な維持管理に努めます。 ● 低騒音、低振動型機械の使用に努めます。 ● 車両の適正な点検・整備に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺環境の保全に努めます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
汚水処理人口普及率	82.0%	87.1%	90.0%
合併処理浄化槽の設置件数	118 件/年	79 件/年	120 件/年
合併処理浄化槽の法定検査 (11 条) 受検率	30.1% (2016 年度)	33.4%	40.0%



II-2 ごみの減量化・再資源化と適正処理の推進

循環型社会を実現するため、環境負荷の少ないごみ処理体系の形成を目指すとともに、効果的、効率的なごみ処理体制の構築を進めます。

さらに、「もったいない」という心掛けを常日頃より意識することを呼び掛け、マイバッグ運動の推進により、過剰包装やレジ袋の使用を減らすとともに、分別収集や再資源化によるごみ減量化の徹底をするなど3R「ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）」を推進します。また、事業系一般廃棄物の排出量を抑制するため、事業所へ再資源化に関する協力を呼び掛けます。

市の役割

- 公共事業におけるリサイクルを推進します。
- ごみの減量やリサイクルのための情報提供、イベントの開催による啓発を推進します。
- マイバッグの普及を図ります。
- 食品ロス削減を推進します。
- グリーン購入の普及を図ります。
- 建設リサイクル法に基づく建設副産物の分別・再資源化を推進します。
- 食品リサイクル法に基づく食品バイオマスの再生利用の促進を図ります。
- 容器包装リサイクル法に基づく瓶・缶・包装紙・ペットボトルなどの分別回収を推進します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「ごみの減量化・再資源化と適正処理の推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● ごみの適切な分別により減量化に努めます。● 買い物をするときには、ごみが出ない物や環境負荷の少ないものを選ぶよう努めます。● 買い物をするときにはマイバッグを持参するよう努めます。● 地域の資源回収活動に協力するよう努めます。● 食品ロスの削減に努めます。● リサイクルショップやフリーマーケットを活用し、資源の有効活用に努めます。● 家電リサイクル法の対象家電品については法に従い、適切な処理に努めます。● ごみステーションの維持・管理に協力するよう努めます。
-----------	--

市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ● フリーマーケットを開催し、不用品の再使用に努めます。 ● 資源ごみの集団回収の推進に努めます。 ● 食品ロス削減の推進に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務改善や原材料の見直しなどを行うことにより、ごみ排出量の削減に努めます。 ● 廃棄物の分別の徹底やリサイクルに努めます。 ● 食品廃棄物、間伐材などを堆肥化し、利用するシステムの導入に努めます。 ● 食品ロス削減に努めます。 ● 処理業者への委託を適正に行います。 ● 簡易包装に努めます。 ● 廃棄物になりにくい、リサイクルしやすいなど環境に配慮した製品の製造、販売に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの適切な分別により減量化に努めます。 ● イベントなどでは、主催者のルールに従った適正なごみ処理に努めます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
資源回収団体による資源の回収量	579 t /年	410 t /年	618 t /年
一人 1 日あたりのごみの総排出量	812.7g/人・日	879.2g/人・日	706.0g/人・日※ (令和 9 年度)

※一般廃棄物処理基本計画における目標値を参考に設定しました。

Ⅲ. 豊かな自然との共生を図る

Ⅲ-1 生物多様性の保全

生物多様性の保全として、野生動植物の生息・生育状況を調査し把握するとともに、希少な動植物の採取・捕獲の防止、特定外来生物の生息・生育域の拡大防止など、地域由来の生態系の確保に努めます。

また、効果的な保全を図っていくため、市はもとより市民や事業者など、さまざまな主体の参画・連携が重要であることから、生物多様性の保全に対する直接的な取り組みに加え、環境教育を通して情報の収集や提供を行うなど、総合的な取り組みを推進します。

市の役割

- 生物多様性に配慮した森林整備を推進します。
- 有害鳥獣の計画的な捕獲なども含めた野生生物との共生の方法を検討します。
- 河川・ため池などの水辺の保全を図ります。
- 生態系ネットワークに配慮した緑化を推進します。
- 地域生態系に悪影響を与える外来生物の防除について検討します。
- 森林所有者と市が連携し、森林の管理・保全の仕組みを検討します。
- 市内に生息する外来生物や野生動植物の情報を提供します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「生物多様性の保全」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 生物多様性の保全に関する活動やイベントへの参加に努めます。● 生物多様性に配慮した森林の管理・保護に協力するよう努めます。● 所有する森林や緑地を適切に管理、保全するよう努めます。● ペット・外来生物は適切に飼育、管理します。● 生物多様性が日常の暮らしと密接な関わりがあることを認識し、行動するよう努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 生物多様性の保全に関するボランティア活動の推進に努めます。● 生態系ネットワークに配慮した緑化活動の推進に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● あらゆる事業活動において、生物多様性の保全に配慮します。● 地域における生物多様性の保全活動に対し協力・参加するよう努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 生物多様性の保全に配慮します。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
森林の整備面積 (主に人工林) ※	12ha/年	24ha/年	5ha/年

※人工林の整備とは、植栽、間伐、枝打ち等のことをいいます。



Ⅲ－２ 農村環境の保全と活用

低農薬化などによる自然環境に配慮した営農に努め、農村環境が有する地下水の涵養、洪水の防止、景観の形成などの多面的機能にも配慮し、農地保全と自然環境との共存を目指します。また、他の産業や市民などと連携した環境にやさしい営農が、市全体の環境保全につながるよう施策を進めます。

さらに、農業者の経営環境の改善や新規就農者への支援を進めるなど農業担い手の育成・確保に努め、地域の担い手へ農地の利用集積を促進します。

市の役割

- 農用地の集積、農業の組織化、共同化など農業経営の改善を図ります。
- 人材育成・農業者研修・新規就農者研修などの支援を行います。
- 農業の有する多面的機能の発揮を促進する活動を推進します。
- 有機農業などの環境保全型農業を推進します。
- 有害鳥獣対策を推進します。
- 耕作放棄地の有効活用について推進します。
- 森林資源（バイオマスエネルギー）を活用した施設園芸を検討します。《再掲》

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「農村環境の保全と活用」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 農地の持つ自然環境としての公益的機能を理解し、保全に努めます。● 家庭菜園などでは、減農薬、減化学肥料に努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 農地の持つ自然環境としての公益的機能を理解し、保全に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 有機農業などの環境保全型農業の推進に努めます。● 食の安全・安心に配慮した農業に努めます。● 耕作放棄地の有効活用にも努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 農村環境の保全について理解します。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
耕作放棄地の解消面積	21,777 ㎡/年	14,704 ㎡/年	20,000 ㎡/年
有害鳥獣による農作物被害額	3,198 千円	493 千円	1,003 千円
多面的機能支払交付金事業取り組み団体	60 団体	61 団体	80 団体

Ⅲ－３ 豊かな自然とのふれあいの推進

優れた景勝地において、生物多様性の保全など自然環境の保護を図るとともに適正な利用を推進するため、自然とのふれあいの場や自然と調和した緑地の整備と管理、魅力的な水辺空間の創出を行います。

また、自然環境への関心や理解を深めるため、自然観察会やグリーンツーリズムなどを推進します。

市の役割

- 自然に親しむイベントの開催や市民団体主催事業へ協力を行います。
- 自然公園や都市公園などの保全・整備を行います。
- 都市公園などの適正配置を行います。
- 緑の基本計画に基づき一体的な緑地の整備を推進します。
- 自然とふれあえる公共施設の整備や情報の発信を行います。
- グリーンツーリズムを推進します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「豊かな自然とのふれあいの推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 自然に親しむイベントの参加に努めます。● ごみの持ち帰りや動植物を傷つけないなど、マナーの徹底に努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 自然に親しむイベントの開催に努めます。● グリーンツーリズム事業の支援に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 開発行為を行う際は、生物多様性の保全に配慮します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● ごみの持ち帰りや動植物を傷つけないなど、マナーの徹底に努めます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
自然とのふれあいを目的とした環境学習会の開催数	5 回/年	2 回/年	5 回/年

IV. 歴史景観を保存し、活用を進める

IV-1 文化遺産の保全

うるおいとやすらぎのある美しい環境の創出に向け、郷土への親しみや愛着を育む歴史的・文化的遺産の保全と活用を図るとともに、地域の自然や風土特性を生かし、自然環境とのバランスを考慮した土地の利用を図ります。

特に史跡については、計画的な整備と活用を行い、現状保存とともに周辺環境の整備を推進します。

市の役割

- 歴史的・文化的資源の保全・活用を推進します。
- 文化遺産を生かした地域の環境づくりを推進します。
- 歴史・文化体験についての取り組みを推進します。
- 歴史・文化に関する情報発信により、郷土意識、保護意識の高揚を図ります。
- 文化遺産とそれを取り巻く自然環境を保護するための活動に協力します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「文化遺産の保全」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 地域の祭りや行事に参加し、郷土文化に対する関心と理解を高めるよう努めます。● 市の史跡や文化財を知り、保護する活動に参加するよう努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 文化遺産とそれを取り巻く自然環境を保護するための活動に努めます。● 文化遺産の紹介と保護意識の向上に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 開発行為においては、文化遺産やそれを取り巻く自然環境への配慮に努めます。● 地域の祭りや行事への参加、協力に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 歴史や文化について関心を持ちます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
文化遺産・郷土文化を保全する団体数	39 団体	38 団体	39 団体
指定文化財の件数	148 件	149 件	158 件

IV-2 良好な景観の保全と創出

市の持つ自然、歴史景観や文化景観を基調にしながら、市街地など都市的魅力が調和した住環境の整備を図ります。また、市民、市民団体、事業者及び滞在者の各主体が自然環境に対する関心を高めていくとともに、自然環境を生かした本市のイメージアップを図り、地域の活性化と自然景観に配慮したまちづくりを推進します。

市の役割

- 都市計画マスタープラン及び景観形成基本計画に基づき、歴史的建造物や自然環境と調和のとれた景観形成を図り、特徴的で美しいまちづくりを推進します。
- 市民の景観意識の向上を図ります。
- 公共施設と自然景観との調和に配慮します。
- 開発行為においては、歴史的建造物や緑の保全、周囲の景観に配慮するなど調和のとれた開発を指導します。
- 空き家・空き地などの適正な管理を所有者に指導します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「良好な景観の保全と創出」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 自分の住む地域などの身近な景観について、良好な景観形成に取り組むように努めます。● 住宅の壁や塀などには、周囲の景観に配慮した色使いに努めます。● 所有する空き家・空き地などの適正な管理に努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 環境美化や身近な景観を保全するための活動に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 屋外広告や建築物のデザインを検討する際は、周囲の景観への配慮に努めます。● 開発行為においては、歴史的建造物や緑の保全、そして周囲の景観への配慮に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 良好な景観の保全に努めます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
公德心・都市公園 清掃への参加人数	1,000 人/年	800 人/年	1,000 人/年

V. 日常生活において環境問題を意識し、行動する

V-1 ポイ捨て・不法投棄防止の推進

美しい自然環境や魅力あるまちなみを保全していくために、市民、市民団体、事業者及び滞在者の各主体が連携して、ポイ捨てや不法投棄の監視・撤去を徹底していくことが必要です。特に不法投棄については、早期発見、早期対応及び未然防止を図るため、各主体が協働して監視体制を構築していくことが重要です。

市の役割

- モラルの向上を図るための啓発活動を実施します。
- ポイ捨てや不法投棄の監視、指導を強化します。
- 警察署などの関係機関と相互の連携を図り不法投棄の防止に努めます。
- 条例などに基づき継続的な事業実施に努めます。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「ポイ捨て・不法投棄防止の推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● ポイ捨てや不法投棄は行わないようにします。● 家電リサイクル法などを遵守し、適切な処理に努めます。● 所有地を適正に管理し、不法投棄、ポイ捨てがされない環境づくりを心がけます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● モラルの向上を図るための啓発活動に努めます。● ポイ捨てや不法投棄の監視と通報に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 産業廃棄物は、法を遵守し適正な処理を行います。● 所有地の適正管理による、不法投棄されない環境の整備に努めます。● ポイ捨てや不法投棄の監視と通報に努めます。● ポイ捨て防止活動や清掃活動を行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● ポイ捨てや不法投棄は行わないようにします。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
環境衛生監視員による不法投棄の監視日数 (延べ)	798 日/年	800 日/件	1,200 日/年

V-2 環境教育・環境学習の推進

体験を通じて感動したり驚いたりしながら思考を深め、実際の生活や社会、自然のあり方を学ぶことへの関心・意欲を醸成します。環境教育・環境学習の取り組みについては、広報誌、ホームページ、さまざまなイベントの機会を通じて市民への情報提供に努めます。また、環境活動を推進するリーダーの育成に取り組んでいきます。

市の役割

- 環境問題について情報を発信します。
- 市民、市民団体、事業者などの各主体や関係機関と連携し、環境教育・環境学習の推進を図ります。
- 環境に配慮する意識の向上を図るため、環境講演会などを開催します。
- 環境教育リーダーや環境ボランティアの育成を図ります。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「環境教育・環境学習の推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 環境問題について関心を持ち、家庭で話し合う機会の創出に努めます。● 市や市民団体、事業者などが行う環境に関するイベントへの参加、協力を努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 環境に関するイベントの開催など、環境問題を学べる機会の創出に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 従業員への環境教育に努めます。● 環境問題に関する他事業者の有効な取り組みについて情報を入手し活用することに努めます。● 環境に関するイベントの開催などに努めます。● 市や市民団体などが行う環境に関する取り組みへの参加、協力を努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 環境に関するイベントに参加、協力を心がけます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
環境講演会の開催数	1 回/年	1 回/年	1 回/年



環境講演会の様子